

自治医科大学卒業医師の 後期研修実施要綱

昭和59年4月9日知事決裁

平成3年6月1日一部改正

1 目的

へき地等の地域医療の向上に資するため、最新の医学知識、医療技術及び態度を習得させるための後期研修（以下「研修」という）を行うものとする。

2 研修の時期及び期間

研修は、自治医科大学卒業後、原則として7年目において行うものとし、期間は1年間とする。

3 研修機関

研修機関は、県内の臨床研修指定病院、大学付属病院及び県立病院とする。

4 対象人数

対象人数は、各年次3名以内とし、知事が認めた者とする。

5 身分及び給与

身分は県職員とし、給与は県負担とする。

6 義務年限

義務年限に含めるものとする。

7 その他

研修に必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

8 実施年月日

この研修は、昭和59年6月1日から実施する。

附 則

この要綱は、昭和59年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成3年6月1日から施行する。